○文化庁告示第十五号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表一、二参照　別表一、二参照　別表一、二参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都多摩市落合一丁目三十二番三号ＧＡ多摩ヒル三階　株式会社プランディット（代表取締役社長　佐々木昌子）

三　利用方法

①　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表一参照）

②　ウェブ用教材において複製・録音又は翻訳及び複製し、公衆送信する。（別表二参照）

四　補償金の総額　①　二七五、四九六円

②　二一一〇、三一〇円

（別表１）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡

金額の単位：円

No.	題号	著作者名	裁定を申請する著作物						利用方法			原文の利用			翻訳の利用			使用料適用した場合の額：(c)＝(a)＋(b)	(c)もしくは最低補償額2,000円または1,000円のいずれか高い額：(d)	消費税額：(d)×８％	補償金の額（税込）
			当該著作物が利用された実態（大学入試の区分）						利用する教材名												
			学校名	入試年度	試験方式	学部名・学科名	問題番号または冒頭文	英文・和文の別	利用する教材名	参考書の本体価格（税抜）	制作部数	使用利率	使用ページ／総ページ	使用料：(a)	使用利率	使用ページ／総ページ	使用料：(b)				
1	Article from Business Life Magazine (New International Business English Updated Edition Student's Book with Bonus Extra BEC Vantage Preparation CD—ROM by Leo Jones, Richard Alexander)	Richard Bryan	愛知学院大学	1998		文・商営・経・法	Nobody actually wants to cause offence but, as business becomes ever more international, it is increasingly easy to get it wrong.	英文	受験エンカレッジ英語 12月 E 5	1,300	6,500	5％	0.75／215	1,473	2.5％	0.75／215	736	2,209	2,209	176	2,385
2	不明	不明	愛媛大学	2003	前期	法文	2	英文	受験エンカレッジ英語 11月 E 3	1,300	11,600	5％	0.75／215	2,630	2.5％	0.75／215	1,315	3,945	3,945	315	4,260
3	不明	不明	大阪大学	2000	後期	法・理・工・基礎工	1－B	英文	受験エンカレッジ英語 10月 E 1	1,300	1,800	5％	0.50／215	272	2.5％	0.50／215	136	408	2,000	160	2,160